

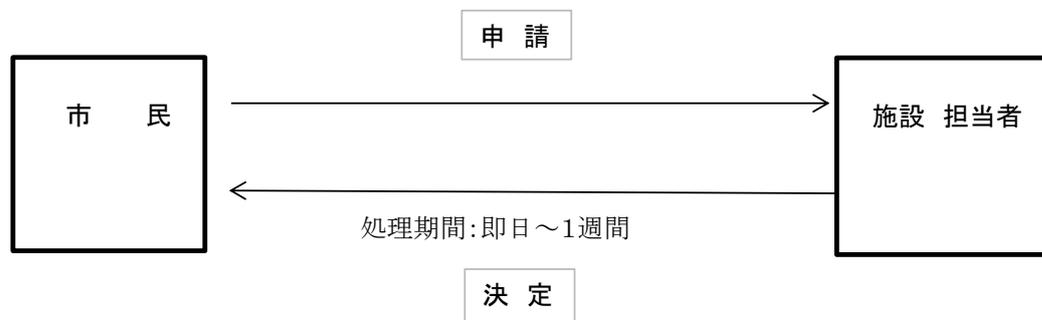
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 25

処 分 名	野外活動センターの使用許可	
処 分 の 概 要	野外活動センターの使用を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市野外活動センター条例(平成2年条例第10号)	
条 項	第3条	
所 管 課	スポーティングシティ推進課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	即日から1週間	
標準処理期間	計 即日から1週間	
判 断 基 準	<p>同条例第4条第1項の各号に該当しない場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益を害するおそれがある場合 ・管理上支障があると認める場合 ・その他市長が不相当と認める場合 <p>【根拠法令等】 松山市野外活動センター条例 (使用許可)</p> <p>第3条 センターの施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>●審査基準 松山市野外活動センター条例 (使用許可の制限)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公益を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 管理上支障があると認められるとき。 (3) その他市長において不相当と認めるとき。 	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。